

バイデン大統領、AIの安全性確保・AIの活用促進等に関する大統領令に署名

2023年10月31日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、福岡

バイデン大統領は、10月30日、AIの安全性の確保および信頼性の高いAIの開発・活用のための大統領令¹「Executive Order on the Safe, Secure, and Trustworthy Development and Use of Artificial Intelligence」に署名した。

今回の大統領令は、AIの安全性を高めるためのテストや基準の確立、米国民のプライバシー・公平性の確保のための施策の推進、消費者や労働者の保護・支援などAIに関する規制の導入を指示する一方で、AIを活用したイノベーションの促進、米国の国際的リーダーシップの発揮、AIに関する権利の保護等の明確化を指示するなど、AIの効果的で安全な利活用に関する取組の推進が指示されている²。

大統領令には知的財産権に関する指示も含まれており、主な内容は以下のとおり³。

- イノベーションを促進し、AIによる発明に関する問題を明確化するためにUSPTO長官は以下に取り組むこととする。
 - ◇ 大統領令の発令日から120日以内に、特許審査官・出願人向けに、AIによる発明が誰の発明であるか(AI and inventorship)および発明プロセスにおける生成系AI等の利用に関する問題をどのように扱うべきかという内容を含むガイダンスを公表すること。
 - ◇ 大統領令の発令日から270日以内に、特許審査官・出願人向けに、AIと知財の関係において考慮すべき事項に関する追加ガイダンスを公表すること。USPTO長官が必要であると判断した場合には、AIと重要な新興技術が関係する発明の特許適格性の問題を明確化するために、現行の特許適格性に関するガイダンスを更新すること。
 - ◇ 大統領令の発令日から270日以内、または米国著作権局がAIと著作権に関する調査結果を公表してから180日のいずれか遅い日までに、著作権局長と協議し、AIによって創作された著作物の扱いやAI学習への著作物の利用に関する扱い等についての行政措置が必要であるか大統領に報告すること。

¹ Executive Order on the Safe, Secure, and Trustworthy Development and Use of Artificial Intelligence (OCTOBER 30, 2023)

² <https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/11/495833ae70119dbf.html>

³ 詳細は大統領令 Sec. 5.2 (c) および(d)を参照。

- 大統領令の発令日から 180 日以内に、AI 開発者が AI 関連の知的財産上のリスクに適切に対応することを支援するために、国土安全保障長官は、米国司法長官と協議の上、AI 関連の知的財産上のリスクを軽減するための訓練、分析、評価プログラムを開発しなければならない。

米国の知財等関係者からは、AI の安全性確保のための取組や各種ガイダンスの明確化に期待する声がある一方で、実効性は各政府機関における大統領令への対応や議会によるバックアップ次第であり、今後の動向を注視する必要があるという意見もある。

(以上)